別記様式第３（第３条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

平成　　年　　月　　日

再就職等監察官殿

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の４第10項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。
この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

１　届出者

（ふりがな）（　　） 氏　　名　　印	生年月日（年齢） 昭・平　　年　　月　　日生（　　歳）
在職機関※	所属局課（職名）
官職又は階級	

※ 在職する在職機関の名称を記載すること。

２　要求又は依頼をした再就職者の氏名等

（ふりがな）（　　） 氏　　名	要求又は依頼が行われた日時 平成　　年　　月　　日　　時
勤務先営利企業等の名称	役　　職
離職時の在職機関※	

※ 離職時に在職していた在職機関の名称を記載すること。

３　要求又は依頼の内容

再就職等監察官記入欄
受理番号

省　令

○総務省令第八十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月一日　　総務大臣　山本　早苗

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

様式第二十七の三を次のように改める。

様式第27の３（第７条の５関係）

通信品質の報告

年　　月　　日

事業用電気通信設備の種類

事業者名

年度当初における音声伝送役務を提供する利用者数

接続品質	満たすべき基準	
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	
通話品質又は総合品質	満たすべき基準	
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	
ネットワーク品質	満たすべき基準	
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	
ファクシミリによる送受信の品質	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	

注１　二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備ごとに別葉とすること。

２　「満たすべき基準」の欄は、事業用電気通信設備の種類に応じたものを記載すること。

３　「ネットワーク品質」の欄及び「ファクシミリによる送受信の品質」の欄は、電気通信番号規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。